

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1 - 3 2 4
許認可等の種類	ダムの操作規程の承認				
根拠法令条例等・条項	河川法 第47条第1項				
許認可等の概要	ダムの操作規程の承認				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に申請実績がないため)				
基準の制定根拠	-				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (関係機関の意見聴取が必要であるため、処理期間の設定は困難)				
期間の制定根拠	-				